

浜松市農業委員会の委員（中立委員）

推薦・募集要項



農業委員会等に関する法律の規定に基づき、以下のとおり、農業委員の推薦の求めと募集を行います。

1 推薦・募集の内容

- (1) 人 数
1 人（利害関係を有しない委員）
- (2) 任 期
令和 7 年 1 1 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで
- (3) 身 分
浜松市の特別職の非常勤職員
- (4) 報 酬
月額 4 1, 0 0 0 円

2 主な業務内容

- (1) 農業委員会の総会（毎月中旬開催）における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定
- (2) 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進、遊休農地の発生防止・解消）に関する業務

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者、かつ、農業委員会の業務に関して利害関係のない者。（農業に従事していない者）

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 浜松市に住所を有しない者（市外に住所を有する者であっても、市内の農業事情に詳しい者は妨げない）
- (4) 浜松市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者

4 推薦及び応募の方法

所定の推薦書・申込書に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により、浜松市農地利用課・農業委員会事務局まで提出してください。

※市外在住者は現住所、本籍の分かる書類（住民票等）の添付をお願いします。

(1) 推薦書・申込書様式

- ・ 個人による推薦 【第1号様式】
- ・ 法人、団体等による推薦 【第2号様式】
- ・ 個人による応募 【第3号様式】

(2) 受付期間

令和7年6月16日(月)から令和7年7月15日(火)まで【必着】

※ 申込書等を持参される場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）に提出してください。

※ 申込み状況等によっては、受付期間を延長する場合があります。延長した場合は、浜松市公式ホームページにてお知らせします。

(3) 募集要項及び申込書等の入手方法

募集要項及び申込書等は、浜松市公式ホームページからダウンロードできるほか、以下の窓口にも備え付けています。

- ・ 農地利用課・農業委員会事務局（市役所本館6階）
- ・ 北部農地利用グループ（北行政センター3階）
- ・ 浜北農地利用グループ（浜名区役所3階）

5 申込者等に関する情報の公表

法令に基づき、受付期間の中間（6月下旬）及び終了後（7月中旬）に申込者等に関する以下の情報を公表します。

- (1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人、団体等）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格及び要件等
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 被推薦者又は応募者が認定農業者又はそれに準ずる者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦者が当該被推薦者を浜松市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）に推薦しているか否かの別、又は応募者が同委員に応募しているか否かの別

6 選考方法

浜松市農業委員会の委員候補者評価委員会が候補者の選考（書類審査）を行い、浜松市議会の同意を得て、市長が任命します。

7 注意事項

- (1) 提出された申込書等は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 申込書等に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に照会を行うことがあります。

8 推薦書・申込書の提出先及び問合せ先

○農地利用課・農業委員会事務局 農地総務グループ

〒430-8652

浜松市中央区元城町103番地の2【市役所本館 6階】

電話 053-457-2481（直通）

○農地利用課・農業委員会事務局 北部農地利用グループ

〒431-1395

浜松市浜名区細江町気賀305番地【北行政センター 3階】

電話 053-523-3106（直通）

○農地利用課・農業委員会事務局 浜北農地利用グループ

〒434-8550

浜松市浜名区貴布祢3000番地【浜名区役所 3階】

電話 053-585-1118（直通）



浜松市

HAMAMATSU CITY